

『 秩 父 市 就 労 支 援 奨 励 金 』



電子申請・届出サービスによる申請はこちらから
(秩父市商工課ホームページ)

コロナ禍の状況下において、労働力の不足する秩父市内企業等への就職を奨励することにより、もって市内企業等の人材確保を図るため、積極的に活動し、採用決定となった方に対し就労支援奨励金を支給します。

【申請期間】 令和3年3月12日(金)まで※消印有効

【対象者】 以下のいずれの条件も満たす方

1. 申請日現在、秩父市に住民登録がある方。
2. 秩父市内の企業(支店・事業所等を含む)に、対象職種で対象期間内に採用され、3か月以上継続雇用される(見込み可)方。

※ただし、国、県、市その他の地方公共団体及び独立行政法人、地方独立行政法人その他これらに準じる公共的団体を除きます。

3. 市税等を完納している方(徴収猶予の特例が認められている方を含む)

【対象職種】 厚生労働省の「人材確保対策推進事業」に係る職種等(「別表」のとおり)

【対象期間】 令和2年10月1日(木)から令和3年3月1日(月)まで

【支給金額】 「別表」AからFの職種に採用された正社員(※1)	100,000円
「別表」AからFの職種に採用された正社員以外(※2)	50,000円
「別表」Gで採用された正社員	50,000円

【申請方法】 以下の書類をご用意の上、秩父市電子申請・届出サービス、もしくは郵送にて、「商工課」へ申請ください。

1. 奨励金申請書
2. 「採用証明書(秩父市就労支援奨励金用)」又は、雇用保険の手続きに用いるハローワーク様式の「採用証明書(写し)」。(採用された会社で証明を受けてください)

※親族間での採用など、採用証明書の内容により秩父市が必要と判断した場合には、別途、秩父市が必要とする書類の提出をお願いする場合があります。(貸金台帳、給与支給明細書、源泉徴収票、確定申告書の写しなど。)

3. 奨励金振込先の口座情報が確認できるもの(例：通帳のコピーなど)
4. 白紙に押印した印影の画像(電子申請の場合のみ)

※電子申請に添付可能な画像のファイル形式は「jpeg」「jpg」「pdf」のみ

(別表)

	分野	職種	厚生労働省 職業分類番号
A	医療	保健師	131-01
		助産師	132-01
		看護師・准看護師	133
		助産師助手・リハビリ助手	379-99
B	介護	理学療法士	144
		作業療法士	145
		視能訓練士・言語聴覚士	146
		福祉相談員	161-01
		福祉施設指導専門員	162
		その他の社会福祉の専門的職業	169
		家政婦(夫)・家事手伝(介護を行う者のみ)	351-01
		介護サービス	36
	看護助手	371-01	
C	保育	保育士	163-01
D	建設	建築・土木・測量技術者	09
		建設躯体工事	70
		建設(建設躯体工事の職業を除く)	71
		電気工事	72
		土木	73
E	警備	警備員	453
		他に分類されない保安の職業	459
F	運輸	自動車運転の職業	66
G	AからF以外の職業		

※1 「正社員」とは次の①～③の要件を全て満たすもの

- ① 雇用期間の定めがない。
- ② 1週間の所定労働時間が30時間以上である。
- ③ 社会保険(厚生年金保険又は健康保険をいう。)の被保険者である。

※2 「正社員以外」とは※1に定める「正社員」以外の、契約社員や嘱託社員、準社員などが該当。

【お問合せ先】

〒368-8686

秩父市熊木町8番15号(歴史文化伝承館3階)

秩父市役所 産業観光部 商工課

電話番号 0494-25-5208(直通)